

当院ではマイナ保険証をご利用いただけます。

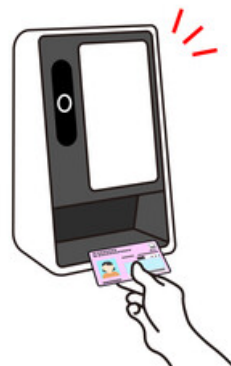


マイナ保険証を利用した場合のメリット

- 患者さんに同意をいただいた場合、他の病院・診療所・調剤薬局等での「お薬の履歴」「診療の情報」「特定健診の情報」を、当院の医師、薬剤師等の有資格者が閲覧し、診察に役立て、医療の質の向上に努めます。
- お支払いになる医療費が高額になるとき、「限度額適用認定証」がなくても手続きなしで、限度額以上の支払いが不要になります。

マイナ保険証をご利用の場合は、受付のスタッフへお申し出ください。

- ① 受付：マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。
- ② 本人確認：顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。
- ③ 同意の確認：診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。
- ④ 受付完了：お呼びするまでお待ちください。



その他ご留意事項

- ① マイナ保険証で「障がい者医療費受給者証」等、各種公費負担受給資格の確認はできませんので、従来どおり原本を受付に提示ください。
- ② 2024年12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなりました。2024年12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間です。2024年12月2日以降、健康保険証として利用できるマイナンバーカードがお手元にない方には、従来の保険証が使えなくなる前に「資格確認証」が順次交付されます。
- ③ マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限にご注意ください。マイナポータルでも確認できます。期限切れの場合は市区町村窓口で再発行してください。